



平成 30 年 5 月 14 日
沖縄電力株式会社

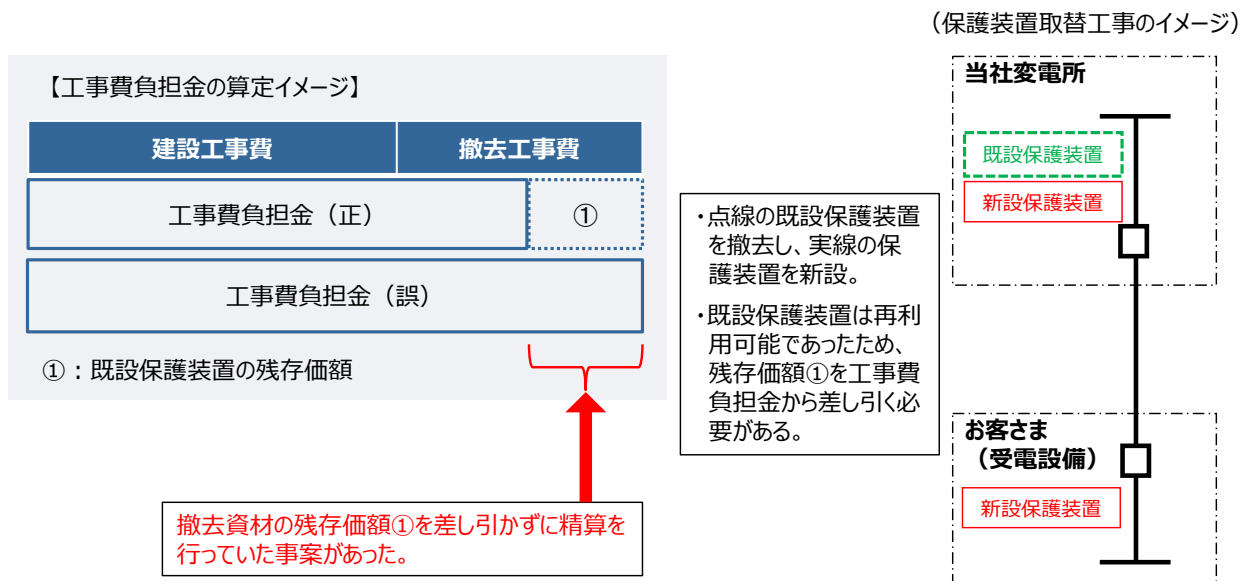
当社設備工事における工事費負担金の精算誤りについて

当社は、経済産業省より平成30年4月24日に工事費負担金の精算誤りに関する調査指示を受け、平成27年度から平成29年度の過去3か年を対象に調査を実施した結果、送配電設備の工事において、特別高圧2件：約700万円（過大請求）、低圧7件：約9千円（過少請求）の精算誤りがあったことを確認し、当該内容について同省へ報告いたしました。

今回の事案は、特別高圧の設備工事において、撤去工事を伴う場合に撤去資材の残存価額を差し引いて工事費負担金を算定し、精算する必要があったものを、当該残存価額を差し引かず精算し過大請求となったものです。また、低圧については、システムへのデータ入力誤りに起因した工事費算定の誤りにより、ご負担いただく額が過少請求となったものです。該当するお客さまにおかれましては、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

今後、精算の誤りのあったお客さまに対して事案の内容を個別に丁寧に説明し、速やかに再精算の手続きを進めるとともに、平成26年度以前の精算状況についても調査を進めてまいります。

当社といたしましては、本事案を重く受け止め、今後、精算誤りにつながった要因の調査分析を行い、再発防止策を実施してまいります。



以上